

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能		第2 網改造料 1-1 網改造料の対象となる機能	
区 分		区 分	
(1)~(63) (略)	(略)	(1)~(63) (略)	(略)
		(64) 特定サービスを利用する通信を識別して接続する機能	加入者交換機において、当社又は協定事業者の特定サービス（音声応答装置を利用するサービスをいいます。）を利用する通信を識別し、当該サービスを提供する電気通信事業者の音声応答装置へ接続する機能
			備考
			(略)

		<p>附 則（平成23年9月30日西相制第69号） <u>この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。</u></p>	